

## 船舶事故調査報告書

平成23年6月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）  
委員 山本 哲 也  
委員 石川 敏 行  
委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年12月23日 15時50分ごろ
発生場所	香川県三豊市三埼北東方沖 讃岐三埼灯台から真方位033° 3.1海里（M）付近 （概位 北緯34° 18.3′ 東経133° 35.5′）
事故調査の経過	平成22年12月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 貨物船 第五 <sup>てんざん</sup> 天山丸、499トン 133549、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、有限会社田崎汽船 76.55m×12.00m×7.00m、鋼 ディーゼル機関、735kW、平成5年4月 B 漁船 <sup>まんぼう</sup> 万宝丸、4.99トン OY3-18203（漁船登録番号）、個人所有 10.50m（Lr）×2.73m×0.76m、FRP ディーゼル機関、47kW、昭和56年3月5日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 53歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成1年12月14日 免状交付年月日 平成21年3月31日 免状有効期間満了日 平成26年12月13日 B 船長B 男性 76歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年10月15日 免許証交付日 平成21年8月10日 （平成26年10月14日まで有効）
死傷者等	負傷 1人（船長Bが左前額部裂傷）
損傷	A 左舷側外板船首から船尾にかけて擦過傷 B 船首部に破口
事故の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、船長Aが単独の船橋当直について、香川県高見島西方沖の備讃瀬戸北航路（以下「北航路」という。）を針路約246°（真方位、以下同じ。）及び対地速力約9.0ノット（kn）で、自動操舵により航行した。

	<p>船長Aは、平成22年12月23日15時40分ごろ、北航路西口付近で立ったまま操舵スタンドの後方約1mのところの椅子に寄りかかり、見張りを行っていた。同位置からは、操舵スタンド左方のコンソール上に設置しているレーダーの液晶画面により左舷前方の見通しが妨げられるので、いつもは、身体を左右に動かして左舷前方の見張りを行っていた。</p> <p>船長Aは、北航路西口を出たとき、前方を見ても航行の支障になる他船を認めなかったため、同じ姿勢のまま動かずに見張りを続け、左舷前方から接近しているB船に気付かずに航行した。</p> <p>船長Aは、衝突直前にレーダーの液晶画面の陰から出てきたB船を左舷船首方に初めて視認し、直ちに右舵一杯をとって機関を中立としたが、15時50分ごろ、A船の左舷船首部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、香川県二面島の西南西方約1.2M付近において底びき網漁の操業を行い、15時40分ごろ、最後の揚網を終えて漁場を発進し、漁網を洗うために船尾から漁網の網尻部を海面に流して引き、針路約335°及び速力約4.0～5.0knで手動操舵により航行した。</p> <p>船長Bは、しばらくして、舵中央とした状態で船尾甲板上で漁獲物の選別作業を開始した。作業位置からは、操舵室やネットローラーなどにより、右舷船首方を見通すことができなかったが、時折、身体を起こして周囲を見渡していたものの、選別作業に専念していたので、右舷船首方から接近しているA船に気付かなかった。</p> <p>船長Bは、その後も選別作業を行いながら北西進中、A船と衝突した。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>船長Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>A船は、三崎北東方沖を西進中、船長Aが、前路に他船を認めなかったため、航行の支障となる他船はいないものと思い込み、身体を動かさずなどして左舷船首方の適切な見張りを行っていなかったことから、B船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、三崎北東方沖を北西進中、船長Bが、船尾甲板上での漁獲物の選別作業に専念し、適切な見張りを行っていなかったことから、A船に気付かずに航行し、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、三崎北東方沖において、A船が南西進中、B船が北西進中、両船が適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	